

令和4年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年6月1日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和4年度 定期監査（第3期）

期日 令和5年1月24日（火）

範囲 令和3年度（令和4年1月1日から令和4年3月31日まで）、令和4年度（令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	文化財保護課	1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。	1 指摘事項を改善し、チェック体制を強化した。